

2 協議事項（１）検診結果に係る事業主との情報共有の取扱いについて

資料 2

当初想定	市町村（検診機関）からの精検受診勧奨に加え、事業主からの精検受診勧奨及び休暇取得への配慮を促すことを目的として、従業員の同意を得て、事業主への情報共有ができないか考えたところ
法令上の整理	・個人情報保護法→個人情報の中でも要配慮個人情報の取得には、本人の同意が必要 ・労働安全衛生法→規定なし （事業所が従業員の健康管理を行うために、従業員のがん検診の結果や事業主以外が提供したがん検診の受診の有無といった情報（以下「健康情報等」という）を取得するためには、個人情報保護法に基づき、本人の同意が必要）
課題、懸念等	・個人情報保護法では、個人情報を取得するためには、利用目的の特定が必要（また、取得できる情報も、その目的達成に必要な範囲に限られる） →そもそも事業所に健康情報等を取得し、従業員の健康管理に活用する意思・目的がなければ、仮に本人の同意があっても、取得するのは不適切 また、取得した健康情報等を適切に管理できる組織体制も必要となるが、本事業で対象とするのは、がん検診を実施していない事業所であり、その体制はないものと推測される
対応案	（１）事業所単位での申込みの場合 →同意書の送付前に、事業所の意向を確認 ・事業所が情報提供を希望する場合は、同意書を送付 ・事業所に従業員の同意書を取りまとめ提出してもらう という方法が考えられるが、対象となる事業所規模やヘルスリテラシーの理解度等を考えると、<u>事業所との情報共有は非常に難しいのではないかと（代わりに、精検を受ける必要、そのための休暇等の配慮について普及啓発するチラシを配付してはどうか）</u> （２）個人単位での申込みの場合 →事業主以外が提供するがん検診であり、事業所に連絡を取ること自体がん検診の受診情報の提供にあたることから確認できない （がん検診の受診について、事業所に知らせる同意を得て連絡をとることはできなくもないが、そもそも事業主に取得の意思がない場合に不適切な情報提供となるおそれ）